

大型機器除染設備の設置について

<現状と目的>

福島第一原子力発電所の廃炉作業にて発生した汚染金属は、瓦礫等として表面線量率に応じて一時保管している。この内、フランジタンクの解体より発生した汚染タンク片は切断後、容器(20ftコンテナ)へ収納し屋外へ保管している。

これら汚染金属(主に汚染タンク片)については今後、保管時における敷地境界線量の低減及び保管管理上のリスクを低減する目的で、除染を行うため、既設建屋に汚染金属を除染する大型機器除染設備を設置する。

<設備概要>

大型機器除染設備は、除染対象物を加工室内にてブラスト除染する。加工室は負圧管理としており、除染にて発生した放射性物質を含む粉じんは集塵機にて捕集し、容器に回収する。

また、除染で使用したブラストは回収し、汚染物と分離した後、ブラストは再利用し、汚染物は容器に回収する。

なお、除染設備は既設建屋内に配備し、建屋には換気設備も配備する。

